

スポ保 第1110号
令和 3年 3月 8日

各競技団体会長 殿

山形県教育庁スポーツ保健課長

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて（依頼）

このことについて、政府の来年4月末までの催物の開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針（令和2年5月26日）」について、別添のとおり見直しを行いました。つきましては、各競技団体において活動する際の参考とされますようお願いいたします。

なお、各競技団体が主催するイベント等で、1,000人以上の参加者（観客を含む）が見込まれる場合又は全国的な移動を伴う場合は、当課に対して事前に相談する必要がありますので、御承知おきください。

(担当)

山形県教育庁スポーツ保健課
競技力向上・アスリート育成推進室